

No.	23	
原告(団)	小高のふるさとを守る会	
代表者	山澤 征	
原告数合計)	126世帯398名	
原告の属性	南相馬市小高区からの避難者(ほとんどが避難指示解除準備区域の住民、一部居住制限区域の住民)	
訴訟名	小高区訴訟(「ふるさとを取り戻せ!」訴訟)	
提訴日	第1次 平成27年10月8日	
原告数	第1次 126世帯398名	
裁判所	福島地方裁判所(相馬支部より回付)	
被告	国・東電	
弁護団	東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団	
弁護団HP	<a href="http://ghb-law.net/">http://ghb-law.net/</a>	
主な請求の内容	現状回復	—
	慰謝料	・地域コミュニティ喪失慰謝料(ふるさと喪失慰謝)として、2000万円
	実損害	弁護士費用。

※福島県内の地域は便宜上、原子力損害賠償紛争審議会の中間指針追補における「避難支持等対策区域」「自主的避難等対象区域」の定義に従い分類しています。